

異 議 申 出 書

令和 7 年 8 月 7 日貴殿が公示した千葉県最低賃金の改正決定に係る千葉地方最低賃金審議会の意見について異議があるので、最低賃金法第 12 条により下記のとおり異議を申し出る。

記

異議の内容

千葉県最低賃金を 1 時間 1,140 円とすることに異議があります。
最低賃金額は、1 時間 1,500 円まで引き上げるとともに、全国一律にすべきと考えます。

異議の理由

私たちは 7 月 25 日に千葉労働局に意見書を提出し、最低賃金額を時給 1,500 円に改定するよう求めました。その主な理由は現在の最低賃金額が、①貯蓄できず冠婚葬祭やつきあいをあきらめ、食事を切り詰めて生活せざるを得ない最低賃金近傍の労働者の生活改善にはつながらないこと。②物価上昇が止まらず実質賃金が下がり続けるもとで、非正規労働者は少しでも条件のいい東京都に職を求めて労働者が流出し、人手不足や人口減少による地方経済の疲弊が深刻化し、労働者が一極集中してしまう状況にあること。③昨年改定された時間額 1,076 円では法定労働時間の場合、年収は 200 万円程度にしかならず、働く貧困層（ワーキングプア）の状態であることからでした。

また、8 月 1 日に開催された審議会での意見陳述では、最賃近傍で働く非正規労働者がダブルワーク、トリプルワークをしなければ生活できない実態を訴えました。

今回の改正額である時給 1,140 円は中央の目安 63 円の引上げに 1 円上乗せした金額ですが、物価上昇分の後追いにすぎず、引上げ額が足りないと言わざるを得ません。この金額では低廉な賃金で働く労働者の生活の視点に立った私たちの求める最低賃金額とは大きく乖離したもので、しかも隣接する東京都の最低賃金答申額と 86 円の格差が温存されるものとなっており納得できるものではありません。

労働者の暮らしを改善し、地域経済を活性化させるためには、最低賃金の抜本的な改善、しかも、現在のような地方間格差をなくし、全国一律で 1,500 円以上に引き上げることが必要と考えます。

以上のように、憲法第 25 条や最低賃金法に照らしても不当に低い時間額であり、格差を放置したままでの今回の審議会の意見は全く不十分であり、異議を申し出るものであり、労働局長の判断において改定額の上乗せをおこなうことを求めます。

令和 7 年 8 月 22 日

申 出 者

住 所 千葉市中央区長洲 1-10-8 自治体福祉センタ
氏 名 千葉県労働組合連合会 議長

千 葉 労 働 局 長 殿

異 議 申 出 書

令和 7 年 8 月 7 日貴殿が公示した千葉県最低賃金の改正決定に係る千葉地方最低賃金審議会の意見について異議があるので、最低賃金法第 12 条により下記のとおり異議を申し出る。

記

異議の内容

千葉県最低賃金を 1 時間 1,140 円とする千葉地方最低賃金審議会の意見に異議を申し出ます。

最低賃金額は、1 時間 1,500 円以上、もしくは東京と同額の 1,226 円へ引き上げ、早期に 1,500 円をめざし、全国一律にすべきと考えます。

異議の理由

私たち自治労連千葉県本部女性部は、7 月 25 日に提出した意見書で、公務職場における「非正規職員」「会計年度任用職員」の女性の割合が 5 割近く占め、その約 8 割が女性であること、常勤職員との格差も深刻で昇級制度がないこと、継続雇用に対する不安が続きまとうこと等、女性の貧困の要因にもなっており、最低賃金の水準で働く「会計年度任用職員」（非正規職員）の実態を伝えました。

8 月 4 日、中央最低賃金審議会が格差解消につながる目安を答申したことは、今後の最低賃金決定における重要な前進です。世論は、地域間格差解消と生計費原則を重視する方向に着実に動き出しています。

一方で、政府が掲げる「2020 年代に全国平均 1,500 円」を達成するためには、2025 年から毎年 89 円のペースで引き上げが必要であり、今夏を目安額では全く間に合いません。

千葉県の改正額である 1,140 円では現在の物価上昇には到底追いつかず、法定労働時間の場合、年収ベースでようやく 200 万を少し超える程度にしかありません。

物価高騰が続く中、1 時間 1,140 円が「人間らしい生活を送ることができない最低賃金」を脱する金額ではないことは明らかで、自治体に働く「非正規職員」「会計年度任用職員」の生活改善につながるものではありません。

審議会において、「生計費に基づいた水準での議論」、「賃金の底上げ、内需拡大のための議論」、「地域経済の活性化の議論」が具体的にされたのか甚だ疑問であり、労働者の生活実態と賃金水準の向上、雇用の安定において納得できるものではありません。

憲法 25 条や最低賃金法に照らしても不当な水準であり、女性の貧困、子どもの貧困をなくし、地域活性化、住民福祉の増進、中小企業支援策の拡充という観点からも、全国一律で直ちに 1,500 円以上に引き上げることが必要であることを改めて求めます。

以上、自治労連千葉県本部女性部として、異議を申し出るものです。

令和 7 年 8 月 22 日

申 出 者

住 所 千葉市中央区長洲 1-10-8 自治体福祉セ

氏 名 自治労連千葉県本部 女性部 役員一

千葉労働局長 殿

異議申出書

令和7年8月7日貴殿が公示した千葉県最低賃金の改正決定に係る千葉地方最低賃金審議会の意見について異議があるので、最低賃金法第11条第2項及び第12条により下記のとおり異議を申し出る。

記

異議の内容

千葉県最低賃金を1時間1140円とすることについて異議を申し立てます。ただちに全国一律かつ時給1500円に引き上げることを求めます。

異議の理由

最低賃金は労働者の最低限の生活を保障するために政府が定める労働者の時給の下限です。また近年、最低賃金近傍(115%未満)の労働者は増加傾向にあり、最低賃金はより多数の労働者の賃金水準に影響を与えざるを得ない状況が生じています。最低賃金制度の社会的役割はより大きなものとなっており、思い切った引き上げが求められています。最低賃金は、貧困や格差、教育や社会保障、次世代や地域問題など多方面に大きな影響があります。30年余の賃金・雇用破壊の状況を転換するためにも、ただちに最低賃金1500円への引き上げを実施してください。

千葉地方最低賃金審議会として、全国一律で時給1500円とすること、軍事予算を削減して賃金・雇用政策や社会保障に振り向けるなど必要な諸政策について答申および態度表明を求めます。

2025年8月22日

千葉市中央区要町2-8DC会館内

ちば合同労働組合

執行委員長

千葉労働局長 殿